青森県ウスメバル資源回復計画の概要

1 資源回復計画の必要性

青森県のウスメバルは、近年においては平成9年の646トンをピークに減少をつづけており、昭和62年から平成6年までの低迷期の水準(平均233トン)にまで低下する可能性がある。

このため、これまでの自主的な資源管理措置と共に、小型魚の荷受制限や休漁日の設定を行い、漁獲水準を安定させることによって、ウスメバル漁獲の安定及び漁家経営の安定化を図る必要がある。

2 対象地区及び漁法

(1) 対象地区

青森県大間越地先から岩屋地先まで

(2) 対象漁法

一本釣り漁業、刺網漁業、小型定置網漁業、底建網漁業

3 資源回復計画の目標

計画期間は平成19年度~平成23年度の5ヵ年とする。計画目標は平成14年~平成18年の平均漁獲量346トンを維持することとする。

4 資源回復のために講じる措置

(1) 小型魚の荷受け制限

全漁法を対象として小型魚(日本海地区:2P(110g)以下、津軽海峡地区:3P(90g)以下の荷受をしない。

(2) 休漁日の設定

主漁獲地区である日本海地区において、一本釣漁業を対象に休漁日(6月~8月の間、毎月2日)を設定する(※小泊・下前地区では刺網漁業でも同様の休漁日を設定)。

(3) 資源の積極的培養措置

ウスメバルの種苗放流を行う。

5 その他

本計画は、資源回復措置の実施状況の把握及び資源動向調査の結果を踏まえ、資源回復措置の評価を行うとともに、必要に応じて資源回復措置の見直しを行うこととする。

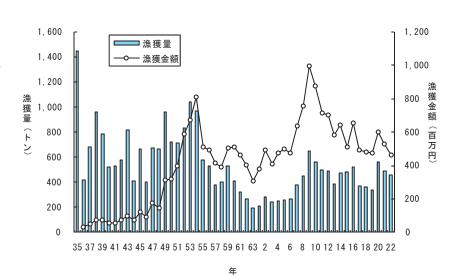


図 青森県におけるウスメバル漁獲の推移